

# 職員等の給与規程

(平成 18 年 10 月 26 日・平成 18 年第 8 回理事会可決、平成 22 年 9 月 24 日・平成 22 年度第 6 回理事会改正)

(目的)

第 1 条 この規定は、特定非営利活動法人岡山 NPO センター就業規則第 3 6 条の規定に基づき、職員等の給与に関する事項を定める。

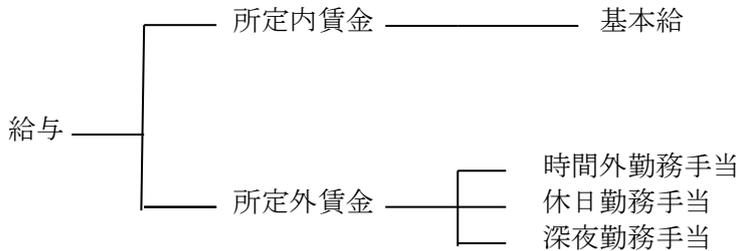
(対象)

第 2 条 この規定で職員等とは、以下の者をいう。

- ① 就業規則第 3 条に定めるところの正職員及び契約職員（以下職員）
- ② 就業規則第 3 条に定めるところのパートタイマー及びアルバイト（以下アルバイト）
- ③ 臨時にアルバイトとして雇い入れられた者（以下アルバイト）

(給与の構成)

第 3 条 給与の構成は、原則として次のとおりとする。



(給与の種別)

第 4 条 基本給の種別は、次のとおりとする。

- ① 月給
- ② 日給月給
- ③ 日給
- ④ 時間給

(支給の原則)

第 5 条 前条の給与は、それぞれ次の原則に従って支給する。

- ① 職員の給与は月額をもって定め、不就労日があれば月額から不就労日分の給与を日割計算して控除する。
- ② アルバイトの時間給においては、実働計算を原則とする。

(給与の計算期間、支払日、支払い方法)

第 6 条 給与は毎月 1 日より起算し、毎月月末に締め切り翌月 10 日に全額通貨で直接本人に支払う。ただし、支払日が休日の場合は、その前日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人の同意を得た場合は本人が指定する金融機関の本人名義の口座へ振り込む。

(給与より控除するもの)

第 7 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に挙げるものは控除する。

- ① 源泉所得税及び市町村民税
- ② 厚生年金保険料、健康保険料・介護保険料及び雇用保険料
- ③ 従業員代表と給与控除にかかる書面協定をしたもの

(支給日の特例)

第 8 条 使用の継続が 1 ヶ月以上に満たない者、及び使用継続中の者が月の途中で解職する場

合には、解職の日を以て給与の支給日とする。

(時間外勤務手当)

第9条 職員が所定の時間を越えて勤務した場合には、割増賃金は、次の算式により計算して時間外勤務手当を支給する。ただし、理事兼務者は本条を適用しない。

I 月給者の場合

① 時間外労働割増賃金 (法定労働時間を越えて労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ヶ月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

② 休日労働割増賃金 (法定の休日に労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ヶ月平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

③ 深夜労働割増賃金 (午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ヶ月平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

④ 1ヶ月平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。

$$\frac{(365 - \text{年間所定休日日数}) \times 1 \text{日の所定労働時間数}}{12}$$

II 日給者、日給月給者の場合

① 時間外労働割増賃金 (法定労働時間を越えて労働させた場合)

$$\frac{\text{日給}}{1 \text{日所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

② 休日労働割増賃金 (法定の休日に労働させた場合)

$$\frac{\text{日給}}{1 \text{日所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

③ 深夜労働割増賃金 (午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

$$\frac{\text{日給}}{1 \text{日所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

III 時間給者の場合

① 時間外労働割増賃金 (法定労働時間を越えて労働させた場合)

$$\text{時間給} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

② 休日労働割増賃金 (法定の休日に労働させた場合)

$$\text{時間給} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

③ 深夜労働割増賃金 (午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

$$\text{時間給} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

(決算賞与)

第10条 職員については、年度末の決算時に決算賞与を支払うことがある。ただし使用人兼務役員は、このかぎりではない。

(附則)

1. この規定は、平成18年10月26日より適用する。
2. 平成18年12月27日、一部変更。(平成18年第10回理事会)
3. 平成20年9月15日、一部変更。(平成20年第4回理事会)
4. 平成22年9月15日、一部変更。(平成22年度6回理事会)